

秋田県八峰町及び能代市沖における協議会（第3回）

日時 令和3年6月29日（金）14:00～16:00

場所 プラザ都「3階 樹海の間」

○清水新エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、再エネ海域利用法に基づく、秋田県八峰町及び能代市沖における協議会の第3回を開催したいと思います。本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議でございますが、一部の構成員におかれましてはオンライン会議アプリを使って御参加いただいております。事務局とは会議アプリを通じて連絡を取れるようにしてございますので、御発言の際は、事務局に会議アプリにて御発言希望の旨を合図いただければと思います。

本協議会は今回、第3回目となりますが、第1回、第2回、国は現下の情勢を踏まえてオンラインでの参加ということにさせていただきまして、今回初めて、こういう形で現地にお邪魔させていただくことができました。一方で、東京はまだまん延防止措置の状況でございます。悩みましたが、やはり直接お会いして、御議論させていただきたいとお邪魔いたしました。感染対策をしっかりと十分注意を払いながら運営させていただければと思います。どうぞ御協力のほど、よろしく願いいたします。

1月29日に前回、第2回の協議会ということで開催させていただきました。漁業影響調査の手法ですとか、風車の安全性といった点につきまして、専門家の方々から情報提供いただいたところがございますが、本日は、それらの状況も踏まえまして、協議会として選定事業者にどのような事を求めていくのかという点について、具体的な御議論をお願いできればと思っております。

なお、協議会の運営規程についてでございますが、お手元の資料の中で参考資料1ということにつけさせていただいております。秋田県様の部局名の変更、それから、中村先生の肩書の変更ということで、一部規程の変更とさせていただいておりますが、軽微な変更でございますので、事務局の報告という形で代えさせていただければと思います。

それでは、以後の進行は中村座長にお願いできればと思います。中村座長、どうぞよろしく願いいたします。

○中村座長

中村でございます。本日もまた、よろしくお願い申し上げます。

はじめに、報道関係の皆様にご連絡がございます。これも毎回のことでございますが、協議会の運営に支障が出ないように、これ以降の写真撮影等は御遠慮いただきたいと思います。毎回のことですが、何とぞ御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

では次に、事務局から今、説明がございましたように、本日は、協議会の意見をどのようにしてとりまとめに盛り込むかという非常に大事な議論をしたいと考えております。皆様、様々な意見がおありと思いますので、御忌憚のない意見を期待しております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速議事に入りますが、意見のとりまとめに入る前に、事務局からの説明事項がございますので、まずはそれから説明いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。

それでは、資料3が御手元にあるかと存じますが、こちらの資料に基づきまして、最初の冒頭4ページ目までのところを、私、経済産業省の清水から説明させていただきまして、最後5ページ目の点について秋田県様から御説明をいただければと思います。

めくっていただきまして、2ページ目のところでございます。区域のエリア、その面積というのは、これは第1回のときに資料5の地図でお示しさせていただいております。この面積のところについて変更はございませんが、そのエリアで、どの程度の規模の発電事業が実施できるのかという点につきまして、第1回のときの資料の中で、16万kWと記載させていただいております。その部分につきまして、今回変更があるということで、事務局から御説明をさせていただきます。

ページを開いていただきまして、2ページ目のところでございます。促進区域の指定、この区域というのは当然エリアでございますが、この区域の指定に当たっては、そのエリアでの発電事業ができるか、系統が適切に確保されていることが見込まれているかということを確認するというところで、系統の確保をしていることが見込まれる者に対して、こ

の系統をこの区域での洋上風力の事業、公募に提供することを希望しますかということ事務局で確認をしてございます。

この仕組みに基づきまして、本区域につきましても提供の意思というのを確認したところ、昨年の段階では、電源接続案件の募集プロセス、いわゆる東北の募プロ、募集プロセスに応じて確保いたしました約16万kWの系統について事業者さんから提供の意思が確認できたということで、第1回のときには想定出力量16万kWとさせていただいております。

その後、これは全国的な動きでございますが、やはり再エネを増やしていくという中で、系統の利用をより効率的にしていこうということで、2021年4月から新しくノンファーム型の接続という仕組みが全国で導入されておりまして、この区域についても追加的な系統の確保の可能性が出てきたというところでございます。

先にページ進んでいただきまして、4ページ目のところでございます。ノンファーム型の接続の概要というところでございますが、下のところに、送電量の利用のイメージがございます。紫色のところ、波線があるかと思いますが、実際の発電というのは、特に太陽光、風力といったものについては自然条件によっても変動いたしますので、こういった形で波の形になります。その中で、通常系統の容量という、これまでですと、一番高いところ、例えば、この赤いところが100万kWだとしますと、100万kWの線のところで確保するというところで積み上げてやっていくという形になってございました。そうしますと、実際にはこのオレンジのところがないケースもあるのですが、確実に積み上げていくと、その分でもういっぱいになってしまったので使えませんよというのが今までの接続の形で、ファーム型の接続、固い接続というものでございます。その中で、今回ノンファーム型、固くないという意味でございますが、このオレンジのところも有効利用しながら、今までだったらもういっぱいですので受け付けられませんというところに対して、よりもう少し柔軟に再エネを増やす観点から受け付けていこうというのがこのノンファーム型の接続という仕組みでございます。

戻っていただきまして、2ページ目のところでございますが、この地域については、そういう意味で系統容量がかなり限られているという中で、募集プロセスというところで系統増強しながら、固い形で確保できるのは16万kWが限界というところございましたが、この新しいノンファームという形で、もう少し空きができますよというか、系統より増やしてもいいですよという仕組みが新しくできたところでございます。

そのとき、もともと16万kWを持っている方と、また全然違う方が系統確保すると混乱

してしまうということで、4つ目のポツのところでございますが、今持っている方が追加的に確保するというのを、有望な区域については認めていきたいと思いますということで考えてございまして、一番最後の5つ目のポツでございますが、この仕組みに基づきまして、16万kWの系統を確保している事業者さんにノンファームの活用の可能性や有無ということを確認したところ、追加的に20万kWの系統容量の確保の手続を進めているということでございます。

そういう意味で、系統がいっぱいなので、これまで16万kWというところが限界だったわけでございますが、この地域の面積と規模から考えると、系統に余力があれば、36万kWまで行けるのではないかとということで系統の確保が見込まれたというところでございます。この区域の想定出力量というのを36万kWと拡大するというところでございます。

下の注のところでございますが、繰り返しになりますが、この区域の面積ですとか位置といったことを変更するものではなく、同じエリアについてより効率的に活用することで、より再エネの導入拡大をしていこうという趣旨での修正点でございます。

以上が、経済産業省からの説明でございまして、続きまして、県から5ページ目の御説明をお願いいたします。

○齋藤新エネルギー政策統括監

秋田県の産業労働部、齋藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、5ページ目、漁業影響調査手法の検討に係る実務者会議について御説明いたします。

第1回におきまして、加賀谷組合長様から、事業者の選定後、速やかに漁業影響調査を開始してもらうため、事業者選定の前の段階において、専門家の意見を聴きながら漁業影響調査手法の検討を行いたいといった御意見をいただきました。

第2回目の協議会におきましては、水産資源研究所の服部副部長様から漁業影響調査に関する情報提供をしていただいたところでございます。

今後、2回目の情報提供の内容をベースにしつつ、さらなる具体的な調査手法の検討を行うに当たっては、本協議会の構成員の中から必要なメンバーを選定するとともに、新たに水産資源調査研究等に係る知見を有する専門家を加えて議論することが適切と考えております。

このようなことから、本協議会の下部に実務者会議を設置して、事業者選定の公募開始

前までに漁業影響調査手法をとりまとめ、選定事業者に当該調査手法の遵守をしてもらうことを意見とりまとめに記載したいと考えております。

なお、実務者会議における議論につきましては、透明性を確保するために、会議は公開で行い、そして議事要旨を作成・公開することとしまして、メンバーにつきましては、右下に記載されておりますけども、事務局を秋田県に置きまして、水産庁、経済産業省、国土交通省、秋田県漁業協同組合様、八峰町峰浜漁業協同組合様、そして専門家としまして、秋田県水産振興センター、国立研究開発法人水産資源研究所、公益財団法人海洋生物環境研究所の方々をメンバーに考えております。この会におきましては、公募占用指針が公表される前の段階で調査手法をとりまとめたいと考えております。

以上でございます。

○中村座長

ありがとうございました。

では、ただいまの事務局の質問に関し、構成員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思えます。御質問、御意見のある方、挙手しておいていただく等の連絡をいただければと思えます。よろしく願いいたします。

すいません、私からよろしいですか。まず前半のことですけれど、これにつきましては、区域は同じで、それでもっと有効に使える、そしてそれを、ノンファームだったらば、大量に送ることができるので、もっと有効に使えるだろうと。場所は全く変わらないと理解してよろしいでしょうか。

○清水新エネルギー課長

御指摘のとおりでございます、場所は変わらないという状況で、ちなみにそういう意味で、後ほど御説明しますが、資料4のところには地図がございますが、この絵自体は変わるところではございません。

その上で、もともとこのエリアからすると、もう少し発電事業ができるぐらいの規模がございましたが、系統の制約から16万kWとなっていたところが、系統政策のところでは進展がある中で、もう少し利用できるということでこういう形になったものでございます。

以上でございます。

○中村座長

ありがとうございました。ほか、何かございませんでしょうか。お願いいたします。

○石井代表理事組合長

峰浜漁協の石井です。出力を36万kWまでに引き上げるということですが、具体的にいえば、考えられるのは風車の本数を増やす、あともう1つは1基当たりの出力を増やすというふうなことになると思います。現在、業界を見てみますと、大体1基当たり14MWというのが、試験段階でございますか。聞くところによりますと、18MWまで研究を広げているということのようなんですけども、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○清水新エネルギー課長

御質問ありがとうございます。

まず大前提といたしまして、法律上の仕組みでは、公募をいたしまして事業者さんを選ぶということになりますので、その事業者さんがまず、どういう風車を使って、どういう計画をされるのかということによるものでございます。

その上で、今お話にあったような、18MWといったのはまだ多分今の時点で何か商用化できているようなものではございませんし、多分14MWというのもまだ相当チャレンジングな状況だと思いますので、今、現状でいきますと、多分10MW前後ぐらいのところ为中心になりつつ、当然今後の公募のタイミングまでの技術の進捗とか状況によってだと思えますが、同時に、大きくなると1本1本の間隔もまた開けなければいけなかったりとかするところもございますので、事業者さんが、このエリアと風の特徴、それから当然、先行利用者の方への配慮ですとか、環境アセスとか、いろんなことを考えながら配置を検討していく中で、事業者さんによっては36万kWに近づく方もいらっしゃるかもしれませんが、そこまで行かない方もいらっしゃるのかもしれませんが、系統制約として言うと、この36万kWのところまでは、系統のことは考えずにやっていいですよというのを確保した上で、あとは個々の事業者さんの計画の中で決まってくるのかなというふうに考えております。

○中村座長

ありがとうございました。

風車が大型化すると、騒音とかの問題が出るかもしれませんが、騒音の規制値は決まっ

ておりますから、大きくても小さくても、これ以上は駄目だよというのがありますから、事業者はそれを考えて設計すると思われれます。よろしいでしょうか。

オンラインで参加の杉本先生、発言があると聞いておりますが。杉本先生、よろしくお願ひいたします。

○杉本教授

私もこの系統の件について、ちょっと資料を見ながら思ったんですけども、系統確保しているものというのは、事実上今は1社で決まっているというものなのかということと、全国で導入されるという、21年の1月からということなので、まだ時間はそんなにたっていないのでどうかと思うんですけど、これが実際にもう既にどこかで導入されているものなのかということ、あとは、先ほどの系統を持っているのは1社だけかということとちょっと関係はあるんですけども、資料を読むと、親和性の高い系統の確保という文言がありまして、この親和性の高いというのは具体的にどういうことなのかというのを資料見て思ったので、その3点ほど教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○清水新エネルギー課長

先生、御指摘ありがとうございます。

まず冒頭の御質問の点でございますが、今回そういう意味で情報提示をいただいているところは1社でございます。先に最後の点の親和性というところで申し上げますと、当然、系統を洋上から引っ張ってきて、地上の系統につないでいくわけでございますが、そのときに、どこのルートをとって、どういうふうに変電所を通るのかといったことが、当然16万kWのときにも想定されるわけでございます。その際に、プラスの、例えば20万kWをまた別の方が取られますと、また別の計画で、ここの地点に今度は陸揚げしてそこからつなぐなどとなってきます。それだと非効率なことも起きやすいということで、この16万kWの計画をベースにした上で、そこをさらに拡張する場合の追加分をどうあるのかというのを考えていただいたほうがいいということと、あとノンファームの場合は、何社も論理的には応募できますので、3社も4社も応募するということになる、この海でやれるのは当然1つのプロジェクトでございますので混乱をしてしまうという中で、その事業者さんのところでやっていただくというのがいいのかなというのが、2月に国の審議会ですういう方向性を整理いたしまして、それが一番いいんじゃないかと考えております。

当然のことながら、この系統は公募に当たって、誰が勝ったとしてもこの系統を使いますというルールで提供しますという意味を確認した上で公募いたします。ですので、今の時点で系統を持っている人がそのことだけをもって有利になるとかということにならないように、系統は系統で公募に提供する、そのときには、かかったお金を承継するときにお支払いします、というルールでやっていくという流れで考えてございます。

それから御質問の2点目の点、ノンファームの仕組みというところでございますが、これは、先ほどお話がございましたとおり、21年の1月からというところでございまして、今、募集を開始しているというところでございます。今後、そういう意味ではノンファームになったときの、例えば、混雑した場合のルールの仕組みとかいったこと的设计もしていく中で、今後本格化していくということになりますが、実は、東京電力さんが試行的なノンファームということで、一昨年の秋ぐらいから既に関東の一部エリアで試行的に開始をしているというのが今、実績としてはございます。

以上でございます。

○杉本教授

分かりました。どうもありがとうございました。

○中村座長

ありがとうございました。ほか、何かございませんでしょうか。

後半の実務者会議に関することでも結構でございます。特に、漁業関係の方からいろいろと不安があるということは言われておりました。そのため、一番確実なのは専門家を集めて実務者会議を開いて、そこでしっかり議論をしていただこうと。その中には当然、漁業関係者も入るし、専門家も入るというわけです。いかがでしょうか。

お願いします。

○加賀谷代表理事組合長

加賀谷です。この実務者会議ですか、これはいつ頃始まるのか。それから、まず大ざっぱな言い方で漁業関係と言いますが、まず、その地区で年がら年中、そこで操業する人がいるわけですね。現場の声を反映させるような、本当にそこで操業して、春先は何を捕って、夏場は何捕ってという細かな調査といたしますか、意見を聴くというか、そういう

ふうにお願ひできればと思います。

○中村座長

齋藤さんはいかがですか、秋田県として。

○齋藤新エネルギー政策統括監

後の御質問からお話ししますと、今回、このような形で実務者会議のメンバーを構成しております。このメンバーの中で、実際にどなたが会議に出席するかについて話し合っ
て決めていただければと思っております。

また開催時期ですけれども、協議会意見がとりまとめとなった後に、いつ頃から始めるか
ということは協議していくことになるかと思ひます。

○加賀谷代表理事組合長

ありがとうございます。

○中村座長

今の件ですが、5ページが一番下に書かれておりますように、公募開始までの間に調査
手法はとりまとめることとなります。当然ですけれども、調査手法のとりまとめの前に公募
が始まってしまうのは良くありませんので、公募を始める前に意見はとりまとめる必要が
あると思ひますよ。そして公募に反映させることが必要です。となると、かなりきつい
かもしれませんが、今後のことがありますので、何とぞ御理解と御協力のほどお願ひ申し
上げます。

○齋藤新エネルギー政策統括監

分かりました。ありがとうございます。

○中村座長

ほか、ございませんでしょうか。オンラインの場合でも構いませんので、連絡をいただ
ければ。

御理解いただいたものとして、次に進めさせていただきます。どうもありがとうございます

ました。

それでは、議題（２）、本日の一番重要な議題ですが、「本協議会意見のとりまとめについて」に入りたいと思います。

まず、事務局で議論のたたき台が作成されております。事務局で協議会意見とりまとめ案を作成しておりますので、そのとりまとめの案について説明をしていただき、その後、議論したいと思います。

それでは、事務局から説明のほどよろしく申し上げます。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。続きまして、今度、資料４と資料５を御手元に御準備いただければと思います。こちらに基づきまして、第２回の協議会以降、事務的にコミュニケーションもさせていただきまして、とりまとめの案ということで今回提示をさせていただければと思っております。この場の議論を通じて、さらによりよいものをということで、議論を深めていければという趣旨でございます。

まず、資料４で促進区域（案）というところでございます。１ページ目のところは、座標軸なので数字が並んでございますが、裏側をめくっていただきましてエリアということで、先ほどの座標を点で打ったところの囲まれた区域というふうになります。濃い紫のところは港湾区域となりますので、この港湾区域の部分を除いたところということで、黒い点々で囲まれつつ、かつ濃い紫の部分を除いた部分というのが促進区域の案ということになります。以上が、資料４の御説明でございます。

それから、資料５で、本区域における協議会意見のとりまとめの案ということで、事務局から提示をさせていただいております。ちょっと長くなりますが、重要な点なので、順次御説明をさせていただきます。

まず全体の構成でございますが、全部で５ページとなっておりまして、１ポツではじめに、それから２ポツで協議会意見、３ポツで留意事項ということで、そこから（１）から（７）までとさせていただいております。

まず、はじめにというところでございますが、法律第９条第１項の規定に基づき、令和２年１１月１７日に本協議会を設置いたしまして、本区域について、法律の促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議を行ったということで、協議会の意見というのは２ポツでございますが、この区域における発電事業を実施することによ

り、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標のとおり、着床式の洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存がないと。ただしということで、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求めるということで、3ポツに留意事項、これをしっかりやっていただくことを前提に、指定に異存がないという立てつけになってございます。

留意事項の、まず(1)で全体理念というところで、選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。それから、選定事業者は、地元との共存共栄の理念ですとか、この発電事業が地域における新たな産業、雇用、環境資源の創出などの価値を有するものであることに十分理解し、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努めること。それから、協議会の構成員、選定事業者は、この発電設備の整備に係る利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進をということで、これはめくっていただきまして基本方針、令和元年5月17日に閣議決定した基本方針に記載されていた長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、それから海洋の多様な利用等との調和(漁業等との共存共栄を含む)、それから公平・公正性、透明性の確保、それから4つ目に、計画的かつ継続的な導入促進という4つの目標、これは基本方針に掲げられているものでございますが、この目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。それから、選定事業者は、洋上風力発電及び附帯設備の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となっている関係事業者の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、この選定事業者がこの意見を尊重して利用を行う場合には、海域の利用について了承をするということでございます。

(2)のところが、地域や漁業との共存及び漁業影響調査についてということで、選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、信頼関係の構築に努めることということ。

それから2つ目のポツのところが、選定事業者は、洋上風力発電における電気の地域における活用に関して配慮することということで、括弧書きで、地元自治体等による災害時における防災計画に定める指定避難場所等への電力供給確保に係る検討・計画策定への協力などということで、地域における防災計画等への協力ということを具体的に書かせていただいております。

それから3つ目のポツで、選定事業者は、港湾及びその周辺地域への洋上風力発電関連

産業の立地に向け、自治体が講じる施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力をを行うこと。

それから4つ目のポツで、この洋上風力発電設備の観光資源としての活用ですとか、環境教育・広報のための利用といったことについての配慮をするということ。

それから5つ目のポツで、選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念の下、今後設置される基金への出捐等を通じて、発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講ずること。その総額については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とする。また、各年度の基金の出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対して必要な協議をすること。

それから、事業者、漁業者、自治体等は、基金への出捐や基金の設置・運用に際して、公平性、公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実施ということを含めた基本的な方針に記載された目標の両立に配慮するということ。

それから、町や市以外に基金を設置する場合については、透明性という観点から基金の設置者は、基金の運用状況や残高等を管理する基金台帳の備付け、定期的な外部監査を受けるといったことをするということ。併せて、台帳の内容とか、外部監査の結果を定期的に報告するということで、透明性を確実に担保するということ。

それから、選定事業者は本海域の漁業の実態に基づいて、協調・共生策等の協議を行うということで、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、少なくとも建設工事の1年程度前から漁業影響調査に着手するということ、発電事業の開始後も継続して実施するということ、その方法や時期については協議会での議論、それから先ほども御議論ありました実務者会議における検討内容、その他関係漁業者、学識経験者等の意見、条件を尊重するということ。それから、その際に内水面漁場への配慮も適切に行うということ。

それから最後のところでございますが、こうした漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責により、漁場の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置を取ることとございます。

(3) 以降のところは、個別の発電プロセスにおける留意点というところとございまして、まず(3)で、その計画といったところ、設置位置等についての留意点というところとございます。最初のところで、設備等の設置に当たっては、本海域において操業される

漁業への影響を十分に配慮して、丁寧な説明・協議を行うということ。

それから、促進区域内の水深10mより浅い海域にはケーブルを除く発電設備等を設置しないこと。

それから、既存海洋構造物の保全や管理に支障を及ぼすことがないように、管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。

設置に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等々との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。それから、設置に当たって、電波環境に支障を及ぼさないことに十分に配慮するということが、その設置位置等についての留意点でございます。

それから(4)の建設というプロセスにおける留意点ということで、めくっていただきまして、4ページ目のところでございますが、選定事業者は、本海域における事前の調査、それから建設、安全対策などでは、十分な時間的な余裕を持って、関係漁業者、船舶運航事業者等々の関係者に丁寧な説明協議を行うということ。それから、特にということで、洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工(モノパイルの打設工事等)に当たっては、八峰町及び能代市の関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行などと漁業の操業等について適切に調整をすること。最後に、選定事業者は、発電設備の事故等によって既存海洋構造物への被害が及ばないような必要な措置を取ることということで、地震や落雷、台風といったことに対しての十分な安全性を確保できるような設備を設計・建設すること、それから離隔距離の確保などということでございます。

(5)のところは、今度、発電事業を開始した後、発電事業の実施に当たっての留意点ということございまして、選定事業者は、メンテナンス等の実施に当たって、十分な時間的な余裕を持って、関係漁業者、船舶運航事業者等々の関係者に丁寧な説明・協議を行うこと。それから、漁船を含めた船舶の安全の確保のために、船舶の運航ルールについて、同じく関係者に丁寧な説明・協議を行うことということでございます。

続いて(6)で、環境配慮事項というところでございます。選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づいて、環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対して丁寧な説明をするということ。同法に基づいた経産大臣の意見勧告や知事等の意見を踏まえて、必要な対策を講ずること。それから、設備の配置・規模・構造等の検討に当たっては、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物等々について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえて、これらへの影響を回避・低減できるように配慮するこ

と。それから、選定事業者は、アセスが予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は必要に応じて、環境監視とか事後調査を実施した上で、重大な影響が懸念された場合は追加的な保全措置を講ずることということでございます。

最後に（７）でその他ということ、今、書きました（１）から（６）といったところ以外にも予期せぬようなことがあった場合には、これは必要に応じて本協議会を通じて行うことということのバスケットクローズ的な規定と整理をさせていただいております。

以上が、事務局から提示させていただく本日の御議論のとりまとめの案というところでございます。以上でございます。

○中村座長

ありがとうございました。それでは、構成員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと考えております。御質問、御意見のある方は挙手をしていただくなどの合図をお願いいたします。

○加賀谷代表理事組合長

ただいまの説明の（２）の最後、３ページ目の（３）の真上にポツの何番目ですか、この３行目ぐらい上に、万が一という言葉があるわけですけど、この万が一というのはどういものが想定されるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。万が一なので、万が一の状況はなかなか想定しがたいところもあるのですが、まず、全体の立てつけとして当然のことながら、事業の実施に当たっては、選定事業者さんはまさにこの協議会にも入っていただいて、ここで一緒にメンバーとして事前に情報共有なども進めながら、事業を進めていくということになってございます。

その上で、今回のとりまとめの中にもございますし、従前からの御懸念もありますとおり、いろんな形で影響調査等もしながら、まさに共存共栄を探りながらやっていくというところでございますが、万が一の状況がどうかというのは、なかなか何とも言えないのですが、やはり、そうしたことを経ても想定し得ない事情というのは当然起きうるわけですが、これは、今回のこの法律上の洋上風力発電に限らず、一般的な話、それこそ

海以外のところでも、万が一、誰かの行為が明確な因果関係をもって、ほかの方の何か損害を与えた場合には、その損害について何らかの対応をするというのは民事上のルールとして多分当然のことだと思しますので、そういったことについて、ある種明確化しているところがございます。

ちなみに、途中でも言及いたしました基本方針ということで、閣議決定させていただいている内容がございますが、基本方針の中では、このような形で既に閣議決定した記載文がございます。海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責により漁業の操業等に支障を及ぼした場合、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者が関係漁業者等に対して、必要な措置を取るということは、再エネ海域利用法による促進区域の指定、事業者の選定等に関わらず、従前と取扱いが変わるものではないということで、これは閣議決定をした文言でございますが、まさに、この概念を協議会の文章の中で改めて具現化したというところがございますが、今申し上げたとおり、この発電事業によって何か支障を及ぼしたときの措置の取り方というのはこれまでと取扱いが変わらない形での対応をするという趣旨でございます。

○加賀谷代表理事組合長

ありがとうございます。

○中村座長

ありがとうございました。

いろいろな方から質問が来ておりますが、杉本先生、いかがでしょうか。質問があるということですが。

○杉本教授

杉本です。私も同じところが、聞いていて引っかけたんですけども、今の御説明のところの下、漁業の操業等へ支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合と書いてあるんですが、その客観的というのは誰が判断するのかという。町とかの行政機関がそういう判断されることを想定されているのでしょうか。要するに、事業者と漁業者以外の方が、支障があったということを確認ということでしょうか。

○中村座長

難しい問題ですね。課長、よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

万が一のケースなので、なかなか、今事前に想定するのは難しいところもあるのですが、繰り返しになりますが、これは、この法律ですとか今回の記載が何か追加的な価値をもたらしているということよりも、当然のことながら、Aという方の行為がBの方に何かの支障をもたらした場合に、その部分について何か必要な措置を取るという意味では、そこについてのある種の損害に対応するといったこと、これはもう一般的なルールとして、まず存在していることを明記しているところでございまして、その際に、それは双方の合意に基づくケースもあれば、それは間に司法が入るケースもあれば、むしろこの協議会で議論する、色々なケースがあるのかもしれませんが、それはその状況の中で議論をして、関係者の中である種の合意、もしくはルールの決定に基づいて対応するということは、日本の法制度全般における一般的な取扱いと変わることがないということとございまして、事前のコミュニケーションの中で、その部分について協議会の文章の中でも少し言及があったほうが、先ほど申し上げましたとおり、閣議決定等でも書いているところでございまして、そういう意味では、より明確化につながるという御提案もございましたので、同じ趣旨のことを書かせていただいたというところでございます。

すみません、ちょっと正直、明確な答えになっていないとは思いますが、協議会の中で、万が一の場合は議論を深めていくというのが、まず出発点なのかなと思ってございます。もし、県等からも補足ございましたら、よろしくお願いいたします。

○齋藤新エネルギー政策統括監

秋田県です。何か問題があった場合に第一者、第二者がいて、第三者的組織、第三者的組織というのは、この協議会であるかもしれませんが、協議会の中で話し合っ、もし解決ができなければ、ほかの司法などといった形で判断を委ねるということもありますので、やはり、今、課長がおっしゃったように、いろんな場面、場面で判断していくものと考えております。

○杉本教授

分かりました。ありがとうございました。

○中村座長

よろしいでしょうか。この協議会は、風車を設置してからも続きますので、少なくとも何かありましたら、協議会の席上でいろいろ議題にさせていただいて、そこで議論して解決を図るべきだと思います。もちろん洋上風車の場合、メリットが多いから始めるのでありますが、何が起こるか分からないというのは否定できません。だから、設置後も協議会は続きます。そこで、こういう問題が起こったというのははっきり言っていただければいいんじゃないかと思います。

ということで、次は、松本先生、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○松本客員准教授

どうもありがとうございます。

今回、意見のとりまとめをいただきまして、大変ありがとうございます。1点確認したい点がございます。それから、先ほどの実務者会議についても簡潔にコメントさせてください。

まず質問ですが、基金の具体的な出捐時期や用途は、今後選定される発電事業者が協議会構成員に対して必要な協議をすると記載がございますが、この場合の協議会構成員というのは、地元自治体及び漁業関係者のことを指すのでしょうか。ちょっと、この協議会構成員について、それとも全員に対してなのか、この点を確認させてください。

それから、先ほどの漁業影響調査手法の検討に関わる実務者会議について、一言コメントさせてください。今回初めて設置されまして、有識者、専門家をメンバーに交えるということで非常に有意義な取組だと思います。漁業影響評価も含めまして環境影響調査に関する様々な文献や報告書などを読みますと、例えば、洋上風力発電施設の魚礁効果について、魚類資源の増殖の場となることが期待される一方、従前の生息環境の変化への注意も必要であると考えられます。ドイツでは、事前のベースライン調査に加えて、稼働後のモニタリング調査期間を数年間定めております。今回の実務者会議では、洋上風力と漁業との共存に向けまして、最新の科学的知見の蓄積などを踏まえ、適切な漁業影響調査手法を検討いただくことを期待しております。

以上でございます。ありがとうございました。

○中村座長

ありがとうございました。では、前半に対して、課長、よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございました。先生御指摘の点は、2ページ目の(2)の5つ目、基金への出捐等の必要な協議のところの、流れやタイミングなど、そういう御趣旨でよろしかったでしょうか。

○松本客員准教授

はい、さようでございます。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。事業者さんが選定されて、事業者さんはそういう意味では協議会の構成員になっていただいて、本件に限らず、今後の事業の進め方ですとか、計画の具体化とか、様々な形の御議論をしながら、20年、30年にわたる事業を進めていくというふうになります。その中で、まさに協議を深めていくわけでございますが、先ほどの、まさに漁業調整のところの実務者会議も1つの手法だと思いますが、今後起きていくことを協議会本体でやっていくのか、もしくは、幾つかの部分について実務者会議的にやっていくのかとか、またもしくは、構成員の中のこのメンバーでまずはやればいよいよねとか、いろんな形があると思っておりますが、ただ、いずれにせよ、その原点になるのは、協議会として、こう進めていこうというのが多分議論の出発点になると思いますので、協議会構成員に対して必要な協議をすることと書かせていただきまして、その上で、この部分の大枠はもう決まったので、詳細は関係の漁業者さんと県でまじまじととか、もしくは、この部分の取扱いは今後につながるので一度協議会全体にかけましようというのは、まさに今後の協議会の進め方の中で、しっかりと関係者が同じ方向に向かってやっていくところの立てつけと事業の効率性というのをバランス取りながら、各地の在り方を追求していったらいいかなと考えております。

以上でございます。

○松本客員准教授

分かりました。ありがとうございました。

○中村座長

ありがとうございました。

あと後半の部分に関して、水産庁さんは何かコメントはございますでしょうか。

○小林漁港漁場整備部計画官

水産庁、小林でございます。魚礁の効果、具体的にどれだけの魚礁が漁場造成の効果を生むのかといった海洋の情報などをいろいろ分析した上で設置していくということになると思われまので、やはり協議会の場、当然、どこに置きたいのかというお話ですとか、海洋状況のデータをいろいろ取った上で、皆さんの同意を得られれば進めていくということになると思いますけれども、いずれにしろ、現時点で分かったものという話はないと思われまので、この部分に関しましても、また今後は議論を深めてまいりたいという形になろうと思います。

○中村座長

ありがとうございました。よく洋上風車による魚礁効果とか漁業に与える影響というのは議論にはなりますが、明確な資料を私は見たことがないんですが、海外ではございますか。少なくともヨーロッパでは洋上風力はずっとやっているの、ある程度データはあるような気がするんですが、どうなんでしょうか。実務者会議で報告していただければ、それでも結構ですけど。

○小林漁港漁場整備部計画官

申し訳ありません。ちょっとこの場で回答しかねますので、失礼いたします。

○中村座長

分かりました。ありがとうございました。

松本先生、よろしいでしょうか。

○松本客員准教授

はい、結構です。どうもありがとうございました。

○中村座長

次は、藤岡様、御意見があるということですが、よろしくをお願いします。

○藤岡審議役

内航総連合会の藤岡です。意見ではないんですが、3ページ目の(3)の2つ目のポツのところですけども、水深10m以浅の海域に洋上風力発電設備等を設置しないことと書かれておるんですが、促進区域の中で10mよりも深いところに風力発電設備を設置しますということになるわけですね。そういうことですので、先ほど説明いただきました資料4の裏面にあります海域を示しているところに10mの等深線を入れていただくと、我々としては非常に分かりやすくなるものですから、お願いできませんかなと思ひまして、という意見でございます。

以上でございます。

○中村座長

ありがとうございました。実は、これは以前、私、聞いたことがあるので、ちょっと言わせていただきますと、促進区域の中には海底ケーブルをはわせるところも促進区域に含める必要があるんです。最初から10mよりも浅いところを全部切っておきますと、海底ケーブルも造れなくなってしまうので、取りあえずは海岸まで伸ばしておく、ただし、あまりそれはよくないから、10mより浅いところには建てるな、ただし、海底ケーブルだけは別だよと。それでこういうことになっていると聞いたことがあるのですが、詳細は、課長、よろしくをお願いします。

○清水新エネルギー課長

今、座長から御指摘あった点は、多分エリアごとに違って、陸に面する形での促進区域の指定案になっているケースもあれば、少し陸から離れた場合、典型的には、例えば、先般、事業者を選定しました長崎の五島の浮体なんかですと離れているわけですが、そうしますと、エリアを選んだ上で、ケーブルのはっている部分については促進区域を帯

状の形とするなどとなってございます。

本海域につきましては、そういう意味では今の時点での案といたしましては、陸に近接しているような形になっていると認識してございまして、基本的には、こういう形で区域としては選びながら、先ほど申し上げたとおり、10mよりも浅いところには風車そのものは設置しないという形がいいかなと思っております。

見せ方とか、分かりやすさは、今の御指摘を踏まえて工夫したいと思っておりますが、恐らく第1回の資料5ではないかと思いますが、区域ごとのいろんな風況とか、海域とかの地図があるかと思いますが、その中に水深についてもあるのではないかと思います。多分それと見比べてもらえると、何となくイメージが湧くのではないかと思います。見せ方の工夫の仕方、今後も考えたいと思っております。

以上でございます。

○中村座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○藤岡審議役

はい、よろしくお願ひします。

○中村座長

ありがとうございました。ほか何かございませんでしょうか。

お願ひします。

○田村理事・北部地区運営委員会副委員長

県漁協の田村と申します。事業者は漁業に対する協調・共生・振興策について関係漁業者と協議を行うとあります。これは非常にこのとおりだと思います。私ども安心しております。ただ、工事は能代峰浜沖になりますけれども、八森地区、岩館地区の漁業者からもハタハタとか、クロマグロとか、主に回遊魚に対して非常に不安になっております。ですから、当該地域というのは、北のほうまで、協議対象に含めていただきたいということなんです。

○中村座長

これはどうしますか。どこに答えていただくのかな。もっともなことだと思いますが。秋田県かな、いかがでしょう、齋藤様。

○齋藤新エネルギー政策統括監

いろいろな回遊している魚もたくさんあるかと思っておりますし、また、漁業影響調査の範囲としてどこのエリアを入れるかということにつきましては、実務者会議の中でも議論できますので、漁業関係者や専門家等の意見を聴きながら設定していければと思っております。

○中村座長

よろしいでしょうか。何しろ海はつながっておりますので、ここまでと線を切るのは難しいと思うんですね。ちょっと広めにとっておいて、少しでも多くの方に情報が行きわたるようにしておいたほうが良いと思いますので、よろしく願いいたします。

ほか。お願いします。

○石井代表理事組合長

峰浜の石井です。とりまとめ案の中で、全般的に選定事業者はという記述が非常に多いんですけれども、ちょっと私のうがち過ぎかなとは思いますが、選定事業者が決まった段階で、私どももちろんですけれども、県漁協さんだとか、いわゆる漁業者との間できちんと合意を得られないという事態になったら、非常に困ったことになるんじゃないかなと思うんです。ですから、選定事業者が決まる前に、いわゆる公募に応募しようとする事業者さんは前もって、やはり各漁業組合の事情だとか、意向だとかいうものをある程度きちんと酌み取っておかないと、事業者を選定されてから事業計画に影響するような漁業組合からの意向だとかどうとかというふうなものに当たり、逆にややこしいだろうと思います。ですから、前もって、促進区域に指定されました、公募が開始されますよという前に、希望する各事業者さんは各漁業関係者ときちんとよく話をさせていただきたいと。今現在、複数の事業者さんが調査に入っていますよね。もう済んでいるところもあるし、今やっているところもございます。その中で我々、調査に関わっているいろんな話をするんですけども、我々と意思疎通をきちんとやっているところもあれば、まるっきり調査の願

いだけしか意思表示されていないとかいうふうなことで、我々の漁業組合としての意向だとかというものに関しては、一切聞き取ってくれていないというところもございます。そういうところが選定事業者になって、その後、こんなんじゃ、ちょっと無理だろという話になったら、もう一度やり直しということになりかねないので、その辺はきちんと希望する事業者さんに前もって話をしておいていただきたいという気持ちでおります。

○中村座長

清水課長、可能でしょうか。いかかでしょう。

○清水新エネルギー課長

仕組み上は、まさに公募という形で事業者さんが応募された上で、客観的に評価しながらやっていくという仕組みの中で、その前の段階で何か指導するというのは正直難しいところではあるのですが、ただ、まさに、だからこそその協議会という場を設置していて、この協議会のとりまとめの中で、まずしっかり守ってもらいたいルールということをはっきり地元として決めていただくということ、それから、プロセスの中では、地域とのコミュニケーションというのがしっかり取れていますかという部分の評価もしつつ、その評価に当たっては都道府県にも照会をした上で、この事業者はちゃんとやっているとか、やれていないということも確認してもらうということを含んでございます。

その上で、2ページ目のところの(2)のちょっと上のところでございますが、(1)の一番最後のポツのところでございますが、選定事業者はどうか、これは選定されたものの、まだ皆様方の御理解を得られる前の段階ですから、選定事業者はまさに設備の設置までに発電事業の実施について、協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることということで、当然、そういう意味では、これも共存共栄という仕組みが大原則でございますので、皆様方の御理解なしに進めるということはない仕組みになってございます。

同時に、その前提の上で、複数のいい事業者さんにしっかり競争していただきながら、よりよい事業、やはりこれは国民負担につながっているもので、より効率的な事業をやってもらいたいということで、その直前にありますように、4つの目標というのを全部やっぱり実現していきたいと、欲張りに我々、考えてございまして、そのバランスの中でこの協議会のとりまとめ、それから、まさにこの場自体も公開でございますので、今の組合長のお話も、そういう意味では、事業者さんの胸に刻まれていると思いますので、そういつ

たプロセスを通じながら、地元としてこういう事業者を求めているということをしっかり発信いただく、その上で、しっかりとその中でいい競争をしていただきつつ、御地元の意見も踏まえながら、しっかり評価をして選ぶという流れで行ければと思ってございまして、これは法律の根幹みたいなのところもございまして、願わくは、そういう流れの中で御理解いただければと思ひまして、事前の説明を強制するみたいなことは正直ちょっと難しいと思ひてございまして、御趣旨を踏まえた形になるようにしっかりとやっていきたいと思ひてございまして。

以上でございます。

○中村座長

よろしいでしょうか。

○石井代表理事組合長

はい、私が心配しているのは、いわゆる我々のいろんな地元の条件だとか、いろんなことを理解して、それを事業計画に織り込んだ事業者さん、それと、そういうものを全く考慮しないで事業計画を組んだ事業者さんの間で、やはり、事業計画を組むに当たっての差ができてしまう。要するに、我々、地元としてはこういうことを期待していますよ、ああいうふうなことをやってもらいたいですよというものを考慮して、いわゆる事業計画の中で予算措置をしなければいけないものだとか、いろいろあるかと思ひます。そういうものを全く事業計画に入れなくて買取り価格とかを設定された場合に、いざ選定された段階で、いやいや、地元さんでこういうようなことを言われても、我々ではちょっと対処しかねますということにならないようにしていただきたいということをお願いしたいということでした。

○中村座長

分かりました。よろしくお願ひいたします。ほか何かございませんでしょうか。

能代市長、よろしくお願ひいたします。

○齊藤市長

能代市長の齊藤です。2ページ目の(2)のポツ2の括弧書きのところに、指定避難場

所等への電力供給確保に係る検討・計画策定への協力等となっているんですけども、これはどういうイメージで考えたらいいでしょうか。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。そういう意味で、市長、前回のとりまとめと比較されながら、多分御覧いただいていると思うので、まさにそういう意味では、秋田のプロセスの中で進化をしている部分の1つかなと思ってございまして、この辺りもこれまでの御議論、御地元の御要望というところ、それから昨今のいろんな災害等への懸念ということで、追記をさせていただいたと。前回の協議会に比べて書き加えているところが、この(2)の2つ目、3つ目、4つ目ぐらいのポツのところございまして、災害時に、せっかく洋上風力発電、再エネの電気が地元にあるので、これをやはり使えるようにしたいという御要望を、非常にそういう意味で重要な要望だと認識してございます。

一方で、これは現実には、やはり系統のところ、例えば、北海道で以前胆振の地震のときにブラックアウトが起きましたよね。系統全体が例えばシャットダウンされている中で、この洋上風力の電気だけ御地元にとってこられるかという、やはり電力システム系統上の工夫というのはまだまだ必要なのは現実だと思っております。災害時に使っていきたいという御要望について、しっかりと受け止めつつ、一方でこれをいきなり実現するとなると、なかなかこれはまた難しいところもあると思いますので、そういう意味で、御地元とのコミュニケーション、議論の中で、具体的にどういう形でやっていけるのかという工夫をしていこうということで、しっかり配慮をしていくこと、それから、この計画の策定に協力するとか、どのような形でできるかの検討みたいなことにしていくということで、大きな方向性として、こういうせっかくの地域の電気を災害時にも活用するという大きな方向性についての理念をしっかりと共有できることというところと同時に、現実的には、できること、できないことは多分あると思いますので、その分、必ずやらなきゃいけないよという、なかなか事業者さんも難しいところもあるというところのバランスの中で、こういう書き方にさせていただいております。

それから、合わせて、せっかくいただいたので補足させていただきますと、3つ目のポツのところ、やはり、ずっと洋上風力というのは地域の活性化につながるんだと、我々も強い気持ちでやってきてございますので、この部分も非常に重要な部分であると思いますが、やはりこの部分もいろんなビジネスのバランスの中で、最大限の協力をしつつ、でき

ない部分というのも当然あると思いますので、そういった部分で合理的な範囲における協力とさせていただきますし、ここは独禁法などとの関係でも何か取引関係を縛るというのはちょっと難しいということで、こういう形の記載で合理的な範囲における協力と書かせていただいております。

それから、その下のところの環境資源とか環境教育ということについては、まさにそういう意味では視察をしやすい設計とか、いろんな工夫が多分できると思いますので、こういったことにも配慮とさせていただきます、この辺り、大きな方向性として、まずしっかりとそういったことへの共有、共感をした上でできる範囲の協力という趣旨で書かせていただいたところでございます。

以上でございます。

○齊藤市長

ありがとうございます。我々、地元としますと、大変ありがたい指摘をしていただいております。ただ実際、能代市ではもう既に風力がありまして、民間の事業者さんが蓄電池をつけて、実際に私どもと協定して、災害時に電気を供給できるようにしています。

そういう中で、どうやって活用したらいいかと考えたときに、1つ課題となってくるのが、今言った蓄電池で、そのときに発電している風力発電の電気はそのまま使えるのか、もしくは災害時にちゃんと回っているのかということが1つあります。

それから、これを我々が使う側からすると、蓄えた電気を運んでくる系統がありませんから、市では電気自動車を2台買いました。これに充電してきまして、では、どれだけ市民の皆様方の避難所だとかいったところに使えるかということ、実際やってみないと分からないのですが、ただ少なくとも携帯電話では相当数使えますので、災害時にいわゆる親戚だとか、家族だとかいった人たちとの連絡はできると思うのですね。ですから、私ちょっと気になって、ここを聞いたのは、このように書き込んだ以上は、具体的にどうするかということまで行かないと、非常に費用のかかることですから、選定事業者にも負担になると思うのですね。特に、このことと、その下のポツ5つになるのですが、いわゆる基金の出捐金の話になっていきますと、今言ったような費用部分をどう負担するかということと、0.5%の利益の基金を一緒にして考えるのか、もしくは、ポツ2は別個の対応として、選定事業者が地域貢献としてやるんだと。それから、基金は、これはまた別に0.5%、20年間積んでいってもらって、またこれを地域に還元するのだという考え方なの

か。その辺のところもちょっと教えていただければありがたいと思います。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。正直申し上げますと、そういう意味で、この2つ目のポツのところは、今御指摘いただいたような、例えば蓄電池のコストがどう下がってくるのかとか、系統上の技術がどう進んでいくのかというところによるような気がしてございまして、20年、30年という時間軸の中で、今の時点で何かものすごくコストのかかることをビジネスの採算を超えてやっていただくということを考えているというよりも、今申し上げたとおり、まず、自治体のそういう御意向とか、どういうことをしていきたいかということについて、しっかりと協力しながら、長い目線で考えていくというような趣旨で、事務局の案としては書かせていただいております。

その中で、御指摘のような、ただこの部分はしっかりとお金をかけてやっていきたいようなことも御地元である場合には、例えば、基金を使いながらということもあるかと思えますし、正直、ここからここがここに入りますとはっきり言うこともなかなか難しいところもありますし、電力システム全体も、これはまさに政府挙げてやっていますグリーンイノベーションというか、そうしたところの中で技術開発を進めていかなきゃいけないところでもあるので、今の時点で何か確定的にというよりも、いろんな技術の開発、地域のニーズなんかに即しながら未来志向でやっていくということがまず一番重要なという趣旨でございまして、その中で、各事業者さんがどういう形で計画を出されるのか、それに対して、先ほど申し上げました地域としての評価とかの中でどう反映していくのかというのが、目の前ではありつつ、その上で選ばれた事業者さんと二人三脚でプランを磨き上げていくという流れでうまく進められればと思っております。

以上でございます。

○齊藤市長

あえて言ったのは、これから選定事業者を決める際に、手を挙げました、さあ、選定事業者をどこにするかみんなで検討しますというときに、評価点のところ、やはり具体的に今みたいな話のところまで持ってくるような事業者がおったら、私は非常に評価が高いと思うのです。地元貢献というくくりの中で、高い配点をいただいておりますけれども、ぜひとも、我々地元からすれば、では、そういう災害時における地元貢献、今言ったよう

な形で、しっかりと地域を支えることができるというところをよく評価していただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

○中村座長

ありがとうございました。

では、八峰町さん、よろしく願います。

○森田町長

ここのポツの部分は、前回のとりまとめの部分と違うポツだということは比較して分かりました。これ、私も発言した部分の責任があるんですが、八峰町の場合は、毎年のように、発電が有望な区域というのはどこもそうなんですが、強風によって大規模停電がよく起こるんですよね。そのときに電気のありがたみを知るんですが、今、齊藤市長さんもお話しになったように、蓄電技術の部分をうまく活用することによって、主な避難所の電気だけは確保できるような仕組みを作りたいという部分が原点にあります。ここの部分については、菅総理大臣が2050年カーボンニュートラルというお話がありました。こういう部分で、電気自動車をはじめ蓄電技術というのが、ここ20年の中でどういう形で進歩していくのかというのは、今は分からないんですが、相当進歩するんじゃないかという考えの中で、そういう部分を今現在生きている既存の電力系統とは別な形で、避難所の電気を確保できれば非常にありがたいなという発言をしたところでございます。

○中村座長

ありがとうございました。これ、私もいつも思うんですが、蓄電技術というものもありますし、例えば、最近では水素とかアンモニアも注目されていますよね。だから、余剰電力で水素を作るんだ、アンモニアを作るんだ、それを蓄積して、緊急時にはそれで発電するんだという考えもあるかと思うんですよ。今、こういう方針で行くんだ、蓄電だけでやるんだとかいうのは、非常に決めにくいというか、書きにくいと思うんですよね。これは、事業者はあと20年、30年と続くわけですから。だから、若干ぼかしてあるけれど、少なくとも地域の計画には可能な限り協力してくださいよという意味だろうと私は思っていたんですけど、いかがでしょうか。

○清水新エネルギー課長

そういう意味では、まさに水素、蓄電池のコストを下げていく、実用化していくというのも、政府の大事な役割だと思imasるので、そこと相まりながら、いい仕組みにしていければと思imasし、そういう中で、地域における脱炭素のモデルケースという形になっていくように、しっかりと政府としても頑張っていきたいと思imas。今、座長がおっしゃっているとおりだと思imasでございます。

○中村座長

ありがとうございました。ほか何かございませんでしょうか。

○森田町長

お礼をお話ししたいと思imas。本当にそういう意味で、洋上風力発電で起こした電気が、首都圏等にだけ行くんじゃないくて、その洋上風力発電を起こしている地域にもメリットがあるような、そういうとりまとめの部分に、こういう文言、洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮することという部分が、この文言というのは非常に大きく受け止められることだと思imasので、そういう意味でお礼を申し上げたいと思imas。

○中村座長

ありがとうございました。実は、私もこの部分の記載については非常にいいと思imasんですが、何で第1ラウンドのとき、これがないんだと言われたらどう答えるべきかと、実は内々でそう思imasいたんですが。ただ、これ、可能ならば第1ラウンドのとりまとめにも反映させていきたいなと個人的には思imasしております。どうもありがとうございました。

ほか何かございませんでしょうか。お願いします。

○石井代表理事組合長

度々すいません。(2)の出捐金についての使い道ということになるかと思imasんですけども、先ほど齊藤市長だとか、森田町長からもあったように、地域のために使う分というものがあるかと思imas。

ただ、1回目、2回目の協議会でもお話ししましたけれども、やはり、今現在、峰浜だけには限らないと思imasですけども、漁業者自体が大分高齢化してきております。な

かなか後継者も出てこないということで、これからの先行きに不安を抱いている漁業者というのは非常に多いということになります。それに加えて、御存じのように風が強くて、漁に出られないだとか、魚はそこに来ているのに捕りに行けないという状況が非常に冬場多くなるわけですね。それに加えて、風車が漁場に林立するということで余計に漁業者が不安を感じているということは御理解いただけるんじゃないかなと思います。

その不安の解消に資するような基金の使い方をお願いしていきたいと思っております。例えば、組合事務所自体が老朽化して修理をしなきゃいけないとか、北部さんあたりだと、冷蔵設備の更新をしなきゃいけないとか、いろんなことがあるかと思えます。そういう意味で、漁業振興に役立つ使い方というものも大いに考えていかなければいけないと思いますので、その辺、直接的に影響を受ける可能性の高い漁業者への支援というものを厚く考えておいていただきたいと思っております。

○中村座長

ありがとうございました。これに関して、第1ラウンドのときには、協議会の中では具体的な議論はしなかったと思います。はっきりと、陸はこれだけ、海はこれだけと決めなくても、その場の状況に応じて、特に必要なところは協議会等で議論して、一番必要なところに回せばいいんじゃないかと個人的には思っておりました。

例えば、先ほどから質問に出たように、漁業に甚大なる影響を与えた場合には、全部漁業につき込んでいいんじゃないかと。ただ、そうでない場合には、陸地にもいっばいつけたほうがいいと思いますし、それは協議会は続きますから、今後とも協議会等で議論すればいいと思っておりますが、課長、それでよろしいでしょうか。

○清水新エネルギー課長

そういう意味では、まさにこのとりまとめのところにも書かせていただいていますとおり、2ページ目の0.5%の後のところに続く文章、各年度の基金への出捐等の額、用途その他の実施に必要な事項については、必要な協議をするということ。それから、その次のところで、選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用、そういう意味では使い道ということも含むものに際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実施も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮することというふうになってございます。その中で、まさに、正直、国が指図するという

よりも、地域の中でよく御議論いただきながら、今、座長のお話にあったような点も含めて、御議論いただきながら決めていただくところなのかなと思いますが、私の認識といたしましては、今お話にあったとおり、やっぱり漁業の方を中心とした海を利用されている方への共存共栄というのは当然、この議論の大前提として大きな柱の1つだというのは、私自身の認識としてはそういうつもりもございませぬし、一方で、自治体様から話がありましたとおり、やはり地域全体としてどう発展していくのかということも当然、重要でございませぬので、その辺りのバランスの中で今後御議論されていくのかと認識してございませぬ。

○中村座長

ありがとうございました。この件に関して、秋田県から何かございませぬか。

○齋藤新エネルギー政策統括監

やっぱり漁業に関しましては、全国魚種も違うでしょうし、また各漁協の事情も全然違ってくると思ってございませぬ。したがって、各漁協、漁協で考え方もあるでしょうから、その辺の、自分たちはこうしたいということもあれば、ほかの地域では別にこうしたいという様々な意見があるでしょうから、その様々な意見を取り込みながら協議していければいいなと考えてございませぬ。

○中村座長

ありがとうございました。ほか、ございませぬでしょうか。

とりまとめということで非常に重要な議題ですので、今のうちに心置きなく発言していただければ。例えば、国土交通省様、何かございませぬか。大丈夫ですか。

ほか、ございませぬ。

○秋田県漁協（随員）

すいません、随員、秋田県漁協の工藤とございませぬ。今またちょっと気になった話なんですけども、座長のお話の中で、先ほど出た漁業に甚大な被害があった場合も、共生策の云々というお話がありましたけれども、先ほど来、清水課長のお話の中で、万が一という事例に関しては、これは一般的にそういう事態が起きた場合は原因者が被害者に補償するとい

うのは当然であるというお話にあったように、共生・協調策とは別のものではないかというふうに私は考えることがよしいんじゃないかなと思っています。それこそ万が一という話ですから、具体的にどういうものが考えられるかと、先ほど来の議論のように、想定するのは非常に難しいとは思いますが、例えば、風車が倒れてしまったとか、そういうようなことがあった場合は、協調・共生策の基金等の中で、その部分に対応するというのはちょっと筋が違うんじゃないかなという気がしております。

その辺、今さらと言っては変ですけど、とりまとめ意見の中に、基金等とは別にという書きぶりをするのは難しいかとは思いますが、その辺の見解を明確にしておいていただきたいなというふうに思います。

○中村座長

ありがとうございました。清水課長、お願いいたします。

○清水新エネルギー課長

御認識のとおりだと思ってございまして、そういう意味では、私、先ほど申し上げましたとおり、再エネ海域利用法やこのとりまとめが一般則のルールを変えるという趣旨ではございませんので、何か民事上の因果関係があるようなものであれば、当然、その通常の責任関係の中で処理していくこととなりますし、一方で、例えば、その客観性までたどり着かない中で、こういう魚種のところについて、より稚魚を多めに放流しようとかいう決定というのも途中ではあるのかもしれませんが。そういった場合においては、多分、基金の中身を使いながらということも議論としてはあり得るのだと思いますので、基金の中で、実態の中の変化も踏まえながら対応を変えていくケースもあると思いますが、同時に、今御指摘のあったような万が一といったケース、先ほどおっしゃられたようなケースで、通常のそういう行為とは全く別の事情が生じた場合について、それが何か全てのことについて、基金の中で対応しろということではないんじゃないかというのは、今の御指摘のとおりだと思います。

○中村座長

よろしいでしょうか。

○秋田県漁協（随行）

分かりました。今、お話があったように、種苗放流とか、あるいは新しい漁場を造りましょうということに関しては、基金等の中で対応しながら、風車が建つことによる物理的な影響を緩和して、漁業への影響がないというような、まさしく基本方針の中に書かれている考え方で、基金等についてはお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○中村座長

ほか何かございませんでしょうか。発言されていない方、鮫島様、いかがでしょう。大丈夫ですか。

ほか、よろしいでしょうか。

お願いします。

○齋藤新エネルギー政策統括監

ちょっと1点だけ、説明させていただきたいと思います。

3ページ目のポツの3つ目の一番下なんですけども、内水面漁業への配慮も適切に行うことという文章をつけさせていただきました。第1回目の協議会の際に、私から海と川を行き来する通し回遊魚、例えば、サクラマス、アユ、ヤツメウナギなどについて、洋上風力の立地に際しまして、海での影響を受ければ、河川資源への影響も大きいという内水面漁協からの御懸念を報告させていただきました。

また、第2回目では、県の水産漁業課から報告があったとおり、内水面漁業の関係者からは理解促進のための丁寧な情報提供が欲しいということと、内水面も意識した漁業影響調査の実施を要望されております。

以上のことから、選定事業者には、この影響調査に当たっては、内水面漁業への配慮につきましてもお願いしたいという趣旨でございます。

○中村座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

さっきの話を続けます。このとりまとめ案ですが、基本的には了承していただいたとい

うように理解させていただきますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中村座長

ありがとうございました。では、事務局案をもって本協議会の意見とさせていただきますが、万が一、少し意見がある場合には、後からでも結構ですので御意見を願います。ただ、それがささいな場合には、事務局と私に御一任いただきたいと思いますので、この点も御了承願います。

それでは、以上をもちまして、本日の協議会を閉じたいと思います。

今後のことですが、事務局、国におきましては、促進区域の指定に必要な手続きに着手していただきたいと思いますので、よろしく願います。

あと、この協議会ですが、これが最後ではございません。今後、再エネ海域利用法に基づくプロセスの進展に伴いまして、必要に応じてまたお願いをさせていただくことになると思いますので、そのときにはまたよろしく願います。

本日は御多忙のところ、御熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。以上とさせていただきます。

— 了 —